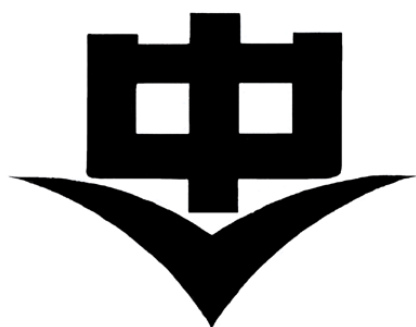


川越市立川越第一中学校

いじめ防止基本方針【概要】



平成26年3月策定
平成30年8月改訂
令和5年4月改訂
令和6年4月改訂

川越市立川越第一中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

- (1) 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱とする。
- (2) いじめについて家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体の共通認識とするよう努める。
- (3) いじめの防止、早期発見、発生時の組織的対応を強化する。

2 いじめの防止等に対する基本理念

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送れるよういじめの防止等の対策を強化する。
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての生徒にいじめをしない心、思いやりの心を育てる。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめを受けている生徒を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

4 いじめの未然防止に関する指針

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、学校は、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

5 いじめの早期発見に関する指針

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいない兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

6 いじめの対応に関する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、いじめを受けている生徒を守り通すとともに、毅然とした態度でいじめをしている生徒を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

7 いじめ解消に関する指針

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係わる行為が止んでいること。
- (2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

8 重大事態への対処

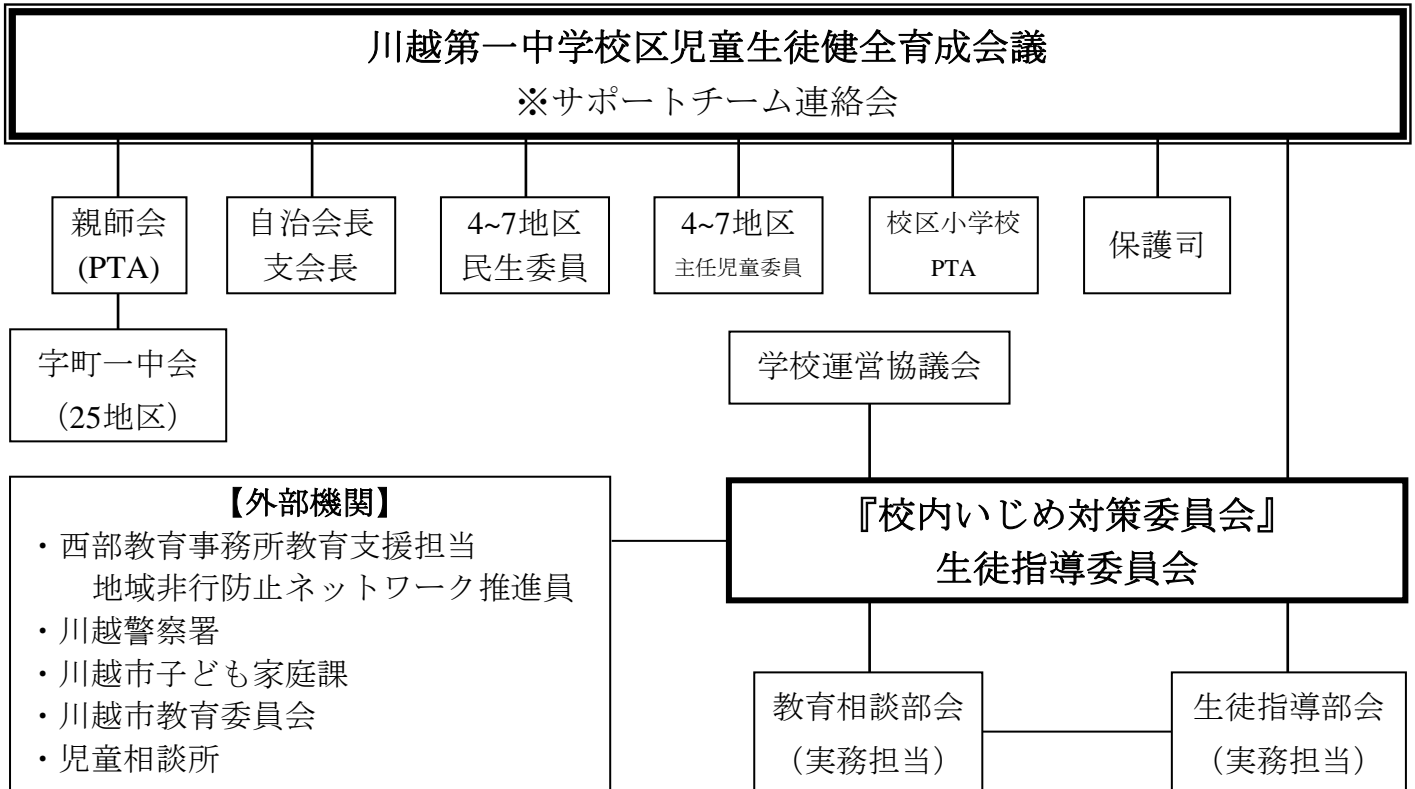
重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

9 関係機関との連携

- ・川越市教育委員会との連携 ・保護者や地域との連携 ・警察との連携
- ・児童相談所、川越市福祉部局及び法務局との連携 ・市長部局との連携

川越市立川越第一中学校 「いじめ防止基本方針」による校内組織

「いじめ対策委員会」



構成メンバー

《学校内》	《学校外》
『校内いじめ対策委員会』	
<ul style="list-style-type: none"> ・校長（１） ・教頭（１） ・教務主任（１） ・生徒指導主任（１） ・教育相談主任（１） ・学年主任（３） ・学年生徒指導担当（２） ・養護教諭（１） ・さわやか相談員（１） ・スクールカウンセラー（１） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会委員（６） ・自治会長（４） 【第４～７地区の自治会長の代表】 ・保護司（３） ・民生委員・主任児童委員（４） ※必要に応じて、 第４～７地区の民生委員代表（４） ・親師会本部役員（３） ※必要に応じて ・外部機関